

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年4月2日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階  
旭川市総務部契約課物品担当  
電 話 0166-25-5736  
F A X 0166-26-1323  
e-mail keiyaku\_buppin@city.asahikawa.lg.jp

2 一般競争入札に付する物品購入等の内容

- (1) 入札件名 コピー用紙の購入  
(2) 入札件数及び番号 2件

入札番号1 コピー用紙（A4）  
入札番号2 コピー用紙（A3）

(3) 規 格

いずれのサイズも次の条件を満たしていること。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、コピー用紙に係る判断の基準とされる総合評価値が80以上の製品であること。

イ 規格値における下限値が次に示す数値を満たす製品であること。

坪量63g/m<sup>2</sup>以上かつ紙厚86μm以上

ただし、規格値における下限値を示せない場合は、実測値が次に示す数値を満たす製品であること。

坪量66g/m<sup>2</sup>以上かつ紙厚89μm以上

なお、A4サイズは1箱2,500枚入り、A3サイズは1箱1,500枚入りとする。

- (4) 予定数量 入札説明書のとおり  
(5) 納入場所 入札説明書のとおり  
(6) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで  
(7) 契約方法 単価契約  
(8) 入札方法

1箱当たりの単価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) その他

契約者には、納入する製品に関する次の書類の提出を求める。

ア グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、コピー用紙に係る判断の基準とされる総合評価値が分かる書類で製造元が発行するも

- の
- イ 製造元が発行する品質（仕様）が分かる書類（坪量及び紙厚については、2(3)イの数値を満たすことが証明されているもの）
  - ウ 販売代理店等が発行する供給証明書

### 3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目1040（文房具事務用品、用紙類）の入札参加資格を有している地域区分51の市内の者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係及び人的関係については9を参照。）。

### 4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。

### 5 入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年4月13日（月）午後5時15分
- (2) 提出場所 1に同じ。
- (3) 提出方法  
持参、ファクシミリ又は電子メールによること（郵送による提出は認めない。）。  
なお、ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は事前に電話連絡すること。

### 6 入札の日時、場所等

- (1) 入札書の提出期限  
令和8年4月14日（火）午後5時15分
- (2) 入札書の提出方法  
事前に持参又は郵送すること（ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。）。
- (3) 入札書の提出場所  
1に同じ。
- (4) 開札日時 令和8年4月15日（水）午前10時
- (5) 開札場所 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階 契約課入札室
- (6) 開札方法  
入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。
- (7) 開札の傍聴  
入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市物品購入等の競争入札（郵便入札）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札日時の10分前までに

1に申し込むこと。

なお、開札会場の都合により他の入札を合わせて傍聴人は先着10名までとする。

## 7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市物品購入等競争入札心得（郵便入札）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 8 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 契約書作成 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 支払条件 発注ごとの後払いとする。

(6) 違約金

落札者が契約を締結しない場合、2(7)に定める落札価格に予定数量を乗じた金額の100分の3に相当する額の違約金を旭川市に納付するものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 9 その他

3(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他、(1)又は(2)と同視し得る特定関係があると認められる場合

ア 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合